

広島県告示第百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十七年四月二日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年三月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
呉市郷原町字東渡り川六三三三番一地从先から 呉市郷原町字東渡り川六三四八番一地从先まで		新	九・八〇〇 〇・二〇〇	三五・〇〇	拡幅 県道呉環状線 と重複
		旧	八・四〇〇 〇・二〇〇	三五・〇〇	

一 道路の種類

県道

二 路線名

呉環状線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
呉市郷原町字東渡り川六三四八番一地从先から 呉市郷原町字東渡り川六三四八番一地从先まで		新	九・八〇〇 〇・二〇〇	三五・〇〇	拡幅 一般国道三七 五号と重複
		旧	八・四〇〇 〇・二〇〇	三五・〇〇	